

番号：151109

国名：東ティモール

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第一チーム

案件名：地域条件に適合した農業生産向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年2月上旬から2016年4月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.67M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：準備期間 6日 現地業務期間 20日 整理期間 6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 9点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

2013年の東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」）の資源収入を含むGDPは4,161百万ドルであり、石油や天然ガス等の資源収入がGDPを大きく占める。しかし、石油を除く輸出の80%を農林・畜産・水産部門が占めており、石油・天然ガスの収入に過度に依存する同国にとっては、農業を基盤とした産業を育成することで、更なる輸出収益の増加に繋がると考えられる。

また、東ティモールの農業は、労働就業人口の約65%を雇用する重要な産業であり、増え続ける若年層の雇用機会の確保のためにも、更なる雇用の創出が求められている。

東ティモールは、2011年に2030年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan：SDP）を策定した。農業セクターを重点開発分野と位置付け、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、コメ自給率の向上等を掲げ、2020年までに食糧自給の達成を目標としている。

こうした中、食糧自給の向上を目指す上で課題となるのが、1）灌漑施設の不適切管理（堆積土砂の度重なる浚渫作業や、維持管理不足による不安定な水源・取水）、2）農業生産資材（肥料、農薬、農業機械等）の不足、3）国産米生産インセンティブの低さ、4）国産米市場販売流通網の未整備、5）農業政策を立案・実施する本省・地方農業局の人材の能力不足等が挙げられる。

かかる現状に対応するため、東ティモール政府は「地域条件に適合した農業生産向上プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）の実施を我が国に要請した。本プロジェクトでは、2～3の対象地域を選定の上、農業省（灌漑水管理・農業園芸局・アグリビジネス局）と商工環境省（米の輸入や国産米買取り業務を担当）の2つの省を交え、①効率的且つ効果的な農業分野の制度構築及び政策立案及びこれらの農業制度や政策を実施するための人材能力強化、②灌漑施設維持管理能力の強化、③選定地域生産農家の営農技術（コメや園芸作物）の改善、④選定地域におけるコメの流通販売システムの構築や改善に取り組み、一次産業における雇用機会の創出、及び農家所得の向上を図るものである。

なお、東ティモールにおける子供の栄養状態は、5歳未満児の低体重の割合は45%（非常に重度）、発育阻害の割合58%（非常に重度）、消耗症の割合19%（非常に重度）と高く、就学前児童のビタミンA欠乏症の割合も46%（重度の欠乏）と非常に深刻な状況となっている。上述の④選定地域におけるコメの流通・販売システムの構築・改善については、増産されたコメや園芸作物の利用・販売を通じて、乳幼児や児童の栄養改善に繋げることも検討している。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年2月上旬）

- ① 要請背景・内容の把握（要請書・関連報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 国内研究機関関係者へヒアリングを行い、プロジェクトの概要（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等の計画）、実施プロセス等に関する情報・データの収集、整理を行う。
- ③ 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ④ PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）の作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に出席する。

- (2) 現地派遣期間（2016年2月上旬～2月下旬）
- ① JICA東ティモール事務所等との打合せに参加する。
 - ② 東ティモール側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 東ティモール側関係機関に対し、調査の方法・手順、評価基準についての説明を行う。
 - ④ 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) 東ティモールの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 東ティモールの案件関連分野における開発動向
 - ウ) JCCメンバーとなりうる関係省庁・行政機関及びその体制（役割、人員、組織体制、普及体制、予算）
 - エ) 東ティモール側関係機関の本プロジェクト実施体制（組織・予算・人員）
 - オ) 他ドナー・機関の援助動向
 - ⑤ 調査団及び東ティモール側関係機関と協議の上、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文）を改訂すると共に、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
 - ⑥ 東ティモール側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
 - ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員及び相手国側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
 - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICA東ティモール事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2016年3月上旬～4月上旬）
- ① 事業事前評価表（案）を改訂する。
 - ② PDM案、PO案、R/D案及びM/M案に変更が生じた場合は改訂に協力する。
 - ③ 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおりとする。

- ・ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）：1部
- 上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年2月8日～2月27日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同様若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 農業経済 (有識者)
- エ) 流通・販売 (JICA)
- オ) 栄養改善 (JICA)
- カ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり (英語⇄テトゥン語)
- オ) 現地日程のアレンジ
機構が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 配布資料

本業務に関連する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8449) にて配布します。

- 1) 東ティモール国「新規案件形成に向けた農業省／商工環境省ワークショップ」
実施報告書 (Summary of Discussion: Project Formulation Workshop on Agriculture and Food Sector under the Cooperation between MAF/MCIE and JICA)
- 2) 東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト
ファイナルレポート

(3) その他

- ① プロポーザルの「業務実施の基本方針」を記載するに当たっては、上記(2)1)を参照し、本プロジェクトの基本コンセプトを踏まえた上、2)で詳細な状況を把握し、本調査において評価・分析のポイントと考えられる点を具体的に提案するようお願いします。
- ② 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ④ 不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上